

東日本高速道路株式会社 北海道支社

支 社 長 田中 直樹

## 質問書に対する回答

(工事名) 札樽自動車道 神威橋床版取替工事

### 質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	路面切削工により発生する床版防水材を含む切削廃材について、特記仕様書 18-2 (2)においてサッポロアスコンの明記があります。同施設に問い合わせしましたが、床版防水材を含む切削廃材は受け入れていないとのことでした。処理施設の指定ではなく積算上の条件明示と理解しますが、変更であれば積算上の処理施設の条件についてご教示願います。	特記仕様書 18-2(2)に記載の処理施設については積算上の条件明示であり、シート系床版防水材を含む切削廃材の受け入れ可能な施設は小樽市産業廃棄物最終処分場となります。
2	路面切削工の積算において、廃材処理量を算出する際に使用する単位体積重量をご教示願います。	単位体積重量は 2.34t/m <sup>3</sup> となります。
3	車線分離標設置撤去工について、図面 (280/288) では、材料貸与 (ポール) と記載されておりますが、特記仕様書 24-10-3 車線分離標設置撤去工 車線分離標設置撤去工 A に『H=650mm頭頂部φ80mm (新材) のラバーポールを設置、撤去するもの (埋込アンカーは新材を使用) 色は緑色とする。』とされております。材料 (ポール) は貸与いただけとの理解でよろしいでしょうか。	車線分離標設置撤去工に使用するラバーポールについては、特記仕様書 24-10-3 に記載のとおり、車線分離標設置撤去工 A において新品材料を調達して設置撤去を行い、車線分離標設置工 B において車線分離標設置撤去工 A で撤去したラバーポールを再利用して設置撤去を行います。

4	本工事の積算に使用する機械損料について、積雪地域等における補正はされていないと考えてよろしいでしょうか。	土木工事積算基準（令和2年度版（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社））に記載のとおりです。
---	--	---

以上